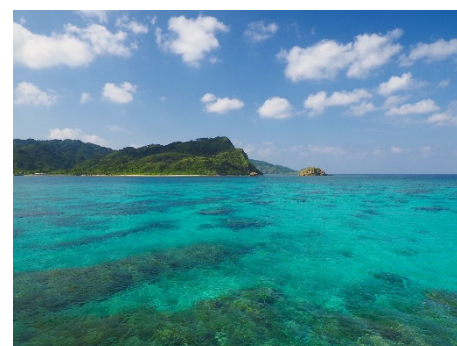


# 西表島の観光管理のための取組について



環境省 西表自然保護官事務所  
 沖縄県 自然保護課 世界自然遺産推進室  
 竹富町 世界遺産推進室

西表島はとても多くの観光客が訪れる島で、観光業は島の経済・社会を支えています。一方で、多くの人々が訪れることにより、自然環境や地域住民の皆様への影響も少なからず生じています。そのため、西表島の観光を、悪い影響をできるだけ生じさせず、地域にとってより良いものになるようにコントロールすること（観光管理）が重要です。

令和3年5月に世界自然遺産の諮問機関（IUCN：国際自然保護連合）から出された評価結果の中にも、西表島での観光管理が重要な課題であることが指摘されています。

このパンフレットでは、西表島の観光管理のために進められている主な取組について、概要をお伝えいたします。

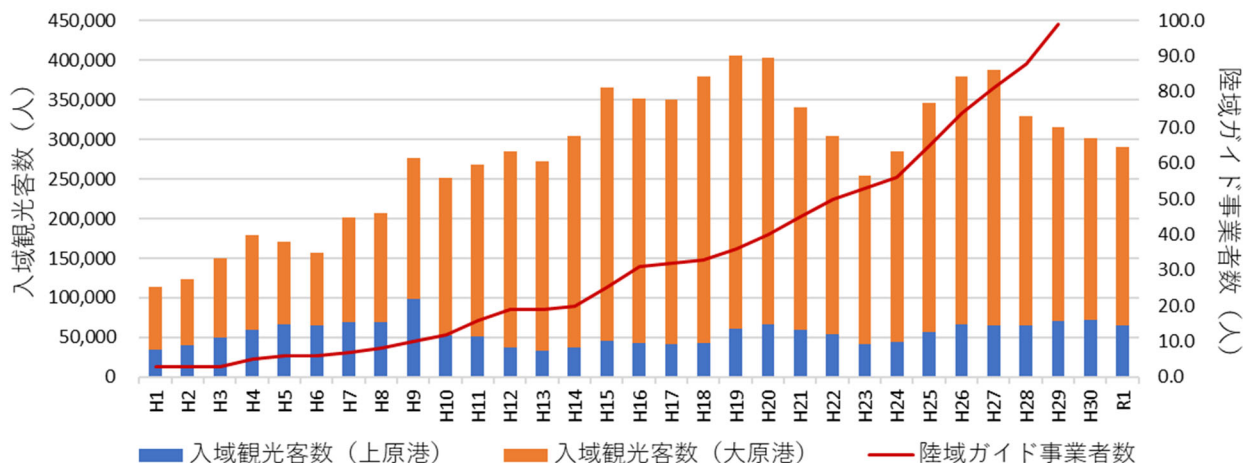
## 目次

西表島の観光の現状・課題と対応策.....2	取組③ 竹富町観光案内人条例.....6
取組① 来訪者管理基本計画.....3	取組④ 西表財団の設立.....7
取組② エコツアー全体構想.....4	取組⑤ 入域料の導入検討.....8

# 西表島の観光の現状・課題と対応策

◇西表島の年間観光客数は過去最大で約 40 万人、現在は約 30 万人で、自然災害や空港開港などの出来事に伴い急激に増減しています。観光形態別にみると、近年、少人数のガイドツアーなどの「自然体験型観光」が盛んになってきており、ガイドの数も増加しています。

◇西表島の観光に関する課題への対応策として、観光管理のための 5 つの取組を進めています。



※入域観光客数は竹富町観光統計より。陸域ガイド事業者数は環境省報告書 (H26) 及び西表島エコツーリズム協会調べ。

図 西表島における観光客数と陸域ガイド事業者数の推移

## 西表島の観光全体の課題



船や駐車場が混雑して困る

水不足やごみ問題が生じる

マナーの悪い観光客もいる

ヤマネコが車に轢かれている

## 自然体験型観光の課題



無秩序な利用の増加・拡散  
山道などの踏み荒らしや混雑



未熟なガイドの増加  
ガイドの認識共有や連携の不足

## 主な対策の取組

### 取組① 来訪者管理基本計画 (沖縄県)

- 観光客が急激に増えすぎないように、上限の目安を決め、利用の分散を促す。

### 取組② エコツアー全体構想 (竹富町)

- 山や川などの観光利用のルールや、立入制限の仕組みを作る。

### 取組③ 竹富町観光案内人条例 (竹富町)

- ガイドの免許制度とルール作り、育成。

※その他、観光客への島内でのマナーの普及啓発など、様々な取組を行っていく

## 観光管理に継続して取り組む仕組みづくり

### 取組④ 西表財団の設立 (環境省・竹富町)

- 取組の実施体制を構築するため、西表島の中で島のために動ける組織を作る。

### 取組⑤ 入域料の導入検討 (環境省・竹富町)

- 取組の資金を継続的に確保するため、観光客から入域料を得る仕組みを作る。

◇西表島全体の観光管理の計画として、令和2年1月に『持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画』（来訪者管理基本計画）が策定されました。

◇来訪者管理基本計画は、西表島の観光客の急増を抑制し、自然環境や住民生活への影響を最小限に抑えるため、観光客数や影響の程度についての指標や基準値を設定するとともに、それを実現していくための方針や取組についてとりまとめた計画です。

◇指標や基準値のチェックや計画の見直しを行いながら、ピーク時の利用分散の働きかけや、島内でのルール・マナー等の普及啓発などの取組を関係機関で協力して進めていきます。

### 持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画(概要)

令和3年7月現在

<b>目 標</b>	観光による環境・住民生活への影響を抑制するとともに、観光による地域社会への波及効果をさらに広げ、誇りある島の自然と暮らしを将来にわたって守り受け継ぐ
<b>基 本 的 考 え 方</b>	<b>&lt;その1&gt;年間の受入観光客数の管理</b> ・観光客が増えすぎないように、総量の基準値を設定します。 ・総量の基準値:33万人、1年毎の変動量の基準値:1割以内
	<b>&lt;その2&gt;ピーク時の1日あたりの受入観光客数の管理</b> ・ピーク時期の1日あたりの観光客数を抑制し、観光客の訪れる時期を分散させます ・1日あたりの観光客数の基準値:1,230人以内
	<b>&lt;その3&gt;日帰り型観光から滞在型観光への移行</b> ・観光客の数より質を重視し、西表島への波及効果の大きい滞在型観光を推進します。 ・宿泊率の基準値:22%以上、平均宿泊日数の基準値:1.55泊以上
	<b>&lt;その4&gt;住民生活への影響と効用を計る指標の設定</b> ・住民の皆様が心配している影響などについて、情報をきちんと把握して対策を取っていけるように、データを収集・蓄積し、新たに指標の設定を行います。
<b>基 本 方 針</b>	方針1:西表島主導の来訪者管理体制の構築
	方針2:西表島の自然を損なわない持続的な利用の実現
	方針3:環境負荷の低減のための来訪者費用負担の導入
	方針4:島の自然・生活・歴史文化に関する情報発信
	方針5:観光関連産業が地域に貢献していく仕組みの構築

年間と1日あたりの観光客数の基準値を設けて、それを超えないようにピーク時期の利用分散などの取組を行っていきます。

西表島で宿泊する人が増えれば、自然や文化をゆっくりと楽しんでもらえ、島内での経済効果や雇用の増加にもつながります。

車のスピード、遭難や事故の件数、船や駐車場の混雑などについて、指標にできるデータがあるか検討しているところです。

様々な取組を関係機関と協力して進めていきます。



◇『西表島エコツーリズム推進全体構想』（エコツアー全体構想）では、場所ごとに利用区分（ゾーニング）を設けて、観光で利用できるところと利用しないところを分けています。

◇観光で利用できるところについては、利用のルールを設定して守ってもらうほか、一部のルートでは、立入制限の仕組みを作って利用者数をコントロールし、自然環境への影響を防ぎます。（あくまでも観光利用のルール・制限であり、住民の利用には適用されません）

◇エコツアー全体構想は「エコツーリズム推進法」に基づく国の認定を受けて有効となります。現在、作成した全体構想の案をもとに、令和3年1月から国の各省庁との調整を行っており、早ければ令和4年度中の運用開始を目指しています。

### <利用区分（ゾーニング）と観光利用の考え方>

- ・自然体験ゾーンは自然体験型観光が主に行われるゾーンであり、各ルートを「自然観光資源」として利用のルールを設け、一部のルートはさらに「特定自然観光資源」に指定して立入制限の仕組みを設けます。
- ・上記以外の世界遺産推薦地は保護ゾーンとして、原則観光利用不可とし、無秩序な利用を抑制します。
- ・具体的なゾーニングや指定地域は次ページの地図の通りです。

利用区分（ゾーニング）	利用の考え方	対象エリア等	観光管理の概要（担保措置）
①自然体験ゾーン	一定のルールの下で観光利用を行う	自然観光資源（27か所）	・自然観光資源の共通ルール等を設定 ・エリア毎や資源毎の個別ルール等を設定 (※上記のルールを遵守するよう竹富町観光案内人条例に規定。陸域には行政処分あり。)
	+立入制限	特定自然観光資源（5か所）	・総量規制のための立入制限の仕組み (※エコツーリズム推進法に基づく罰則あり)
②保護ゾーン	原則として観光利用不可	世界遺産推薦地内で①以外の区域	・原則として観光利用は不可（地域住民の祭事・狩猟・学校利用及び学術研究利用は可）
③一般利用ゾーン	観光利用が可能	①、②以外の区域	・一般的なマナーや各施設の定めるルール等を遵守するよう普及啓発等を実施 ・他人の所有地や農林地に無断立入をしない

※このゾーニングは観光による利用を対象としたものであり、竹富町の住民は対象外

### ■特定自然観光資源における立入制限ルール

- ・年間を通じて、特定自然観光資源に立ち入ろうとするものは事前に竹富町長に申請を行い、承認を得る必要があります。
- ・上限人数を超える立入りを承認しない。（人数は検討中。右表）
- ・適正利用を図るため、指定する要件を満たす者（認定されたガイドや、講習を受けた者など）が同行することを承認条件とします。
- ・地域住民による利用や維持管理活動などは制限の対象外です。

立入りの上限人数（案）

特定自然観光資源	上限人数
ヒナイ川	200人/日
西田川	100人/日
古見岳	30人/日
横断道	50人/日
テドウ山	30人/日

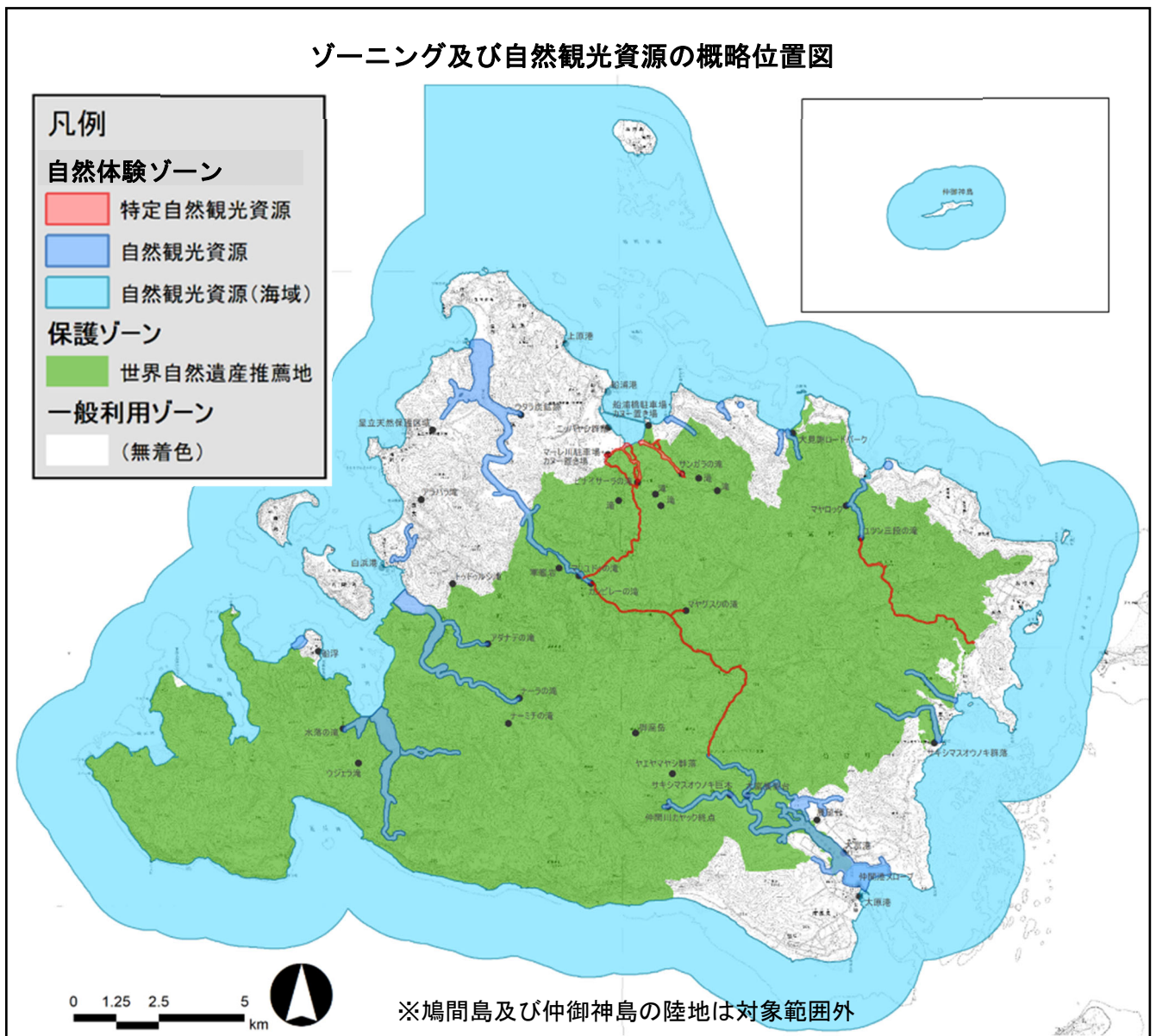
立入制限の仕組みによって、利用者が集中することによる自然環境への影響を抑制するほか、個人で山に入って遭難したり、無秩序に昆虫や植物などを採集したりするのを防ぐことも期待されます。

## ■自然観光資源の利用ルール

- ・自然観光資源では、事業者向けのルールと一般利用者向けのルールを設定しています。
- ・竹富町観光案内人条例で、ガイド事業者は全体構想のルールを守るよう規定されています。
- ・一般観光客向けの利用ルールとマナー配慮事項の一部を下の表に示します。

区分	利用ルールとマナー・配慮事項（一部抜粋）
動植物や自然への影響の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動植物をむやみにとったり傷つけたり移動させたりするのはやめましょう。</li> <li>・海では、サンゴを傷つけたり、踏まないように注意しましょう。</li> <li>・むやみに道を外れず、決められた歩道を歩きましょう。</li> </ul>
迷惑行為の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の利用者の迷惑になる行為はやめましょう。</li> <li>・濡れたり汚れたりしたまま船やバス、飲食店等を利用するのは控えましょう。</li> </ul>
ゴミやトイレの処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみのポイ捨てをせず、持ち帰りを徹底しましょう。</li> <li>・野外フィールドに行く前にトイレは済ませておきましょう。</li> </ul>
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象警報等や天気の変化に注意し、危険そうな時は森や川へ行くのを控えましょう。</li> <li>・山や森に入る時はできるだけ観光ガイド（竹富町観光案内人）を利用しましょう。</li> <li>・海で泳いだり、シュノーケリングをする時は、単独遊泳をやめましょう。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時や特に定められた場合を除いて、キャンプやたき火等を行うのはやめましょう。</li> <li>・夜間に山道を利用することは控えましょう。</li> </ul>

ゾーニング及び自然観光資源の概略位置図



◇令和2年4月1日に施行された『竹富町観光案内人条例』により、西表島等でのガイド事業の免許制度を設け、地域に根差した質の高いガイドの確保・育成を目指します。

◇竹富町に申請を行い、免許を受けた者以外は、西表島等<sup>\*1</sup>において、自然観光事業<sup>\*2</sup>（いわゆる観光ガイド等）を行うことはできません。

◇事業者が免許を取得する際には、雇用しているガイド（ヘルプも含む）や車、カヌー等の機材についても登録をする必要があります。

◇免許取得後も観光案内人としての責務を果たすことが求められます。

◇今後、条例の効果をもっと強化するための罰則規定や、海域のガイドに対するルール作りについても、検討を行っていきます。

※1 西表島及びその属島の陸域（河川域及び海岸域は含まれるが、海域を含まない）。

※2 自然環境（動植物やその生息環境、景観等）を利活用して観光案内する事業（金銭のやりとりを伴わないものや集落内における歴史ガイド等は対象外）

#### ■免許取得の条件

- ・西表島等に営業所や施設等を有していること
- ・西表島等において、一定期間以上自然観光事業に従事した経験を有すること
- ・西表島等の公民館に所属しているか、地域社会の振興に努めていること
- ・自然観光事業を行う上で必要な、救命講習等の講習会の受講経験や、水難救助員等の資格を有していること
- ・賠償責任保険に加入していること 等

西表島の地域に根ざし、ガイドの実施に必要な経験や技術を持つ事業者に免許を与えます。



#### ■観光案内人（免許取得者）の責務

- ・案内する観光旅行者への必要事項の事前説明
- ・ガイド中の免許証等の掲示
- ・使用する車やカヌー等に観光案内人とわかるステッカーの貼付
- ・案内した自然観光資源（フィールド）や人数等の記録、報告
- ・自然環境の破壊や、盗掘や密猟等の違法行為、免許を取得していないと思われる者による観光案内等、法令・条例違反と思われる行為を確認した際の報告
- ・法令やルール、救命技術等に関する講習の受講

ガイドの免許を受けた者は、関係法令を遵守し自然環境の保全のために最大限配慮するとともに、利用客に対しても適切に利用するように指導することが求められます。



## 取組④ 「西表財団」の設立に向けた取組

### 環境省・竹富町の取組

◇世界自然遺産への推薦を一つの契機として、西表島の自然と文化を守り、豊かで活力に満ちた島の暮らしを将来につなげていくための専門の組織『西表財団』の設立を目指しています。

◇西表財団は、地元の有志を中心に、行政機関、関係団体、有識者等の知恵や力を集めて、西表島の中から島の様々な課題に取り組む組織を目指します。特に、当面の大きな課題である観光管理のための様々な取組を担うことが期待されています。

◇令和3年夏頃に一般財団法人西表財団を設立することを目指して、地元有志や関係行政機関が中心となり、財団が担う事業内容、人材や資金の確保等について検討・調整を進めるとともに、住民の皆様や関心を持つ方に向けて情報発信を行っていきます。

#### ＜検討経緯・今後の予定＞

令和2年

12月 「西表財団設立準備会」を設置

行政機関や地元有志などで集まり、西表財団をどんな組織にしたいか、どうやって立ち上げるか議論してきました

令和3年

7月 外部に設立周知・資金調達開始

クラウドファンディングなども行って広く呼びかけていきます

秋頃 西表財団の設立（予定）



西表財団のシンボルマーク

#### ＜西表財団の役割＞

- (1) 西表島における自然環境の保全・管理
- (2) 西表島における文化や島の伝統的営みの保護・継承
- (3) 西表島の適正な観光管理の実現に向けた取組
- (4) 西表島の自然や社会に関する調査研究及び技術開発
- (5) 西表島の持続可能な発展に寄与する人材の育成及び派遣
- (6) 西表島の自然や社会に関する情報の蓄積及び発信
- (7) 西表島の自然や社会に関する教育及び普及啓発
- (8) 西表島の価値を伝え保全するための物品等の制作、販売等
- (9) 西表島の島民と西表島に関わる産・官・学・民及び興味・関心を寄せる多様な主体との連携・協働
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### 当面想定される具体的な事業

- ・竹富町観光案内人条例の運用
- ・エコツアー全体構想の運用
- ・モニタリング調査や巡視活動等

西表財団は、観光管理の制度運用の事務手続き、影響の調査やルール違反防止の巡視活動など、観光管理の仕組みを西表島の中で実際に動かしていく実施主体となることが期待されます。

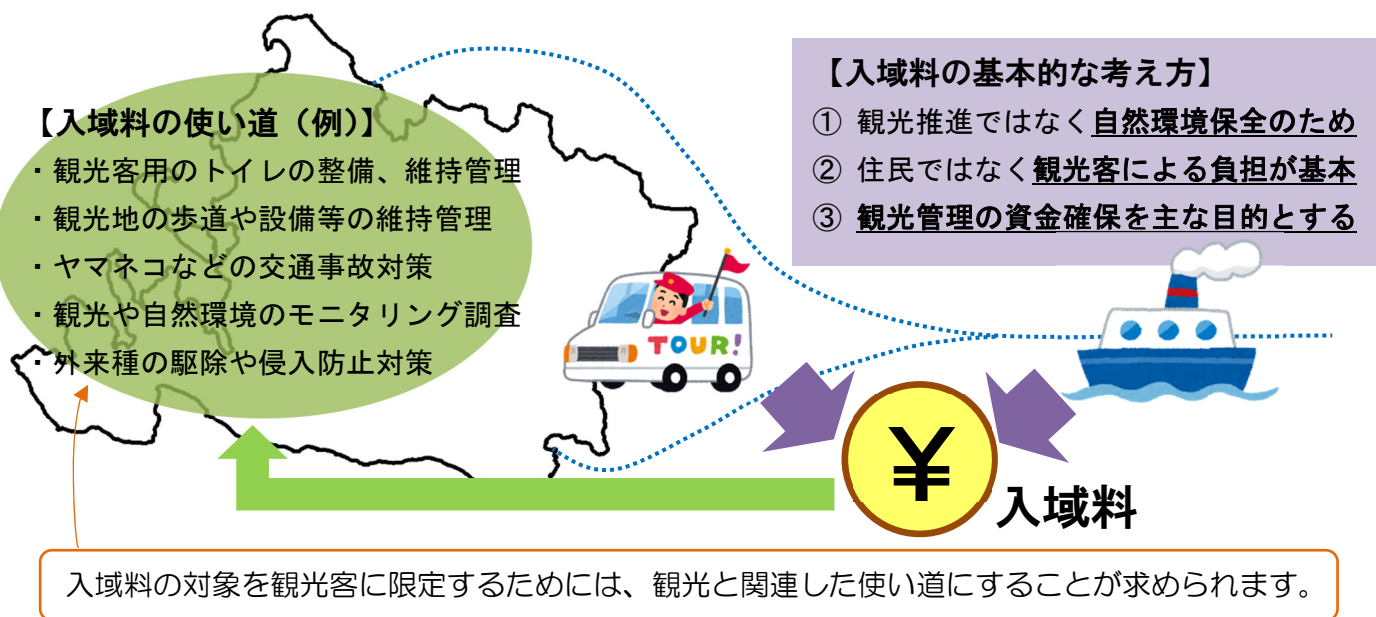
## 取組⑤ 入域料の導入に向けた検討

### 環境省・竹富町の取組

◇西表島を訪れる観光客の方から、西表島の自然環境保全や観光による影響への対策のための取組の費用などを、入域料という形で負担してもらうための仕組みづくりが検討されています。

◇住民の皆様の負担を増加させないことを基本として、税金として観光客から強制的に徴収する方法も含めて、どのような仕組みとするのがよいか検討されているところです。

◇入域料の使い道や、金額の設定、具体的な徴収方法、郷友会や西表島に通勤する方などの取り扱いなどについて、住民の皆様や関係機関とも意見交換を行いながら、検討を進めていきます。



## 取組や検討のスケジュール（予定）

	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度～
取組① 来訪者管理基本計画		計画策定・運用	見直し	計画改定・運用
取組② エコツアー全体構想	全体構想の検討		各省庁との協議	運用準備 運用開始
取組③ 竹富町観光案内人条例	条例検討	条例施行・運用	罰則規定等の改正検討	
取組④ 西表財団の設立		設立準備会		財団設立
取組⑤ 入域料の導入検討	入域料の枠組み検討		制度検討・関係機関調整	

### 【お問合せ先】

- 環境省 西表自然保護官事務所（TEL0980-84-7130）
- 沖縄県 自然保護課 世界自然遺産推進室（TEL098-866-2243）
- 竹富町 世界遺産推進室（TEL0980-83-1306）